

問 「三条市には全く非が無くない。さらに訴訟を起こされた」と感じているのであれば、弁護士2人は必要なのではないか。

答 応訴するに当たりさまざまな角度から調査助言が必要であり顧問弁護士にお願いした。

問 今定例会冒頭に議案を提出しなかったのはなぜか。

答 新潟地方裁判所から三条市に送致されたのが9月4日。内容等を精査し、日程的に間に合わなかったため最終日の追加提案になった。

問 調停に至った経緯はどうか。

答 市発注工事の請負者との債権を譲り受けたと主張する者が作成した債権譲渡通知書は、記載金額に食い違いや矛盾があり三条市はこれを無効と判断した。その後、債権を譲り受けたと主張する者から債権の支払いを求める調停が三条簡易裁判所に申し立てが行われた。

■議第14号

問 健康運動教室事業への補助だが、具体的な使途や検証はどのように行うのか。

答 国保の被保険者以外も対象となる。健康運動教室に必要な備品

指導に係る経費に充て、アンケートや運動環境のモニタリングに協力してもらい、健康維持、増進事業への参加、継続の動機付けについて参考となる報告を行いたい。

問 健康運動教室事業費500万円について、三条市の健康運動教室の利用状況、継続率はどうか。3カ月の実施期間だが委託先はどこか。機械器具費は具体的に何を購入するのか。

答 利用者は699人。継続率は平成24年度で84.6%。委託先はつくばウエルネスリサーチ。エアロバイクを5台購入する。医療費は平成22年度調査で1人7万円の削減になっている。

問 去る6月13日に発生した条南小学校の校外学習スクールバス事故の原因は特定されたのか。

答 現在三条警察署において捜査が継続的に行われており、その調査結果を待つて具体的な原因が判明されてくる。現時点では、私どもの調査の中では直接的原因については、道を誤ったことによる運転者がパニック状態になったものと捉えている。

■報第1号

問 9月から新たな業者に委託とのことだが、業者は決定したのか。

答 新潟新興交通有限公司およびセントラル観光株式会社である。

問 認定第1号

答 農林関係は約68%、公共土木関係は約78%の復旧完了率となっている。引き続き県と調整を図りながら早急に完了できるよう取り組んでいく。

問 9月から新たな業者に委託とのことだが、業者は決定したのか。

答 新潟新興交通有限公司およびセントラル観光株式会社である。

問 認定第1号

答 農林関係は約68%、公共土木関係は約78%の復旧完了率となっている。引き続き県と調整を図りながら早急に完了できるよう取り組んでいく。



復旧中の災害現場(大名橋上流部)

問 地、昔のまるよし跡地などである。扶助費を前年に比べて横ばいに抑えることのできた要因は何か。

答 総体として昨年度と同程度の支出額となった。

問 地方交付税の特別交付税が半減したが、その要因は何か。

答 平成23年度に措置された災害関連が減少し、震災復興特別交付税が減少したことから大幅減少となった。

問 時間外勤務削減の昨年の取り組み成果はどうだったのか。

答 24年度の時間外勤務は全体で9万1978時間、23年度の12万1100時間と比較すると2万9122時間、24.1%の縮減となった。

問 個人の24年度における年間最長残業時間は。また全体で一番多く残業している課はどこか。

答 最長時間外勤務は経済部災害復旧対策室職員の1159時間で、金額は285万7557円となっており、時間外勤務が最も多い部署は経済部災害復旧対策室となっている。

問 市税の収納率は前年比1.1ポイント上昇しているが要因は何か。

答 徴収体制の強化と現年度分未納者への早期対応に努めた。

討論

議第2号三条市立児童館条例の一部改正

条南小学校区は2つの学校が無くなり、島田児童館、直江児童館が無くなると子どもの居場所の空白地になる。老朽化を指摘するのであればそれに代わる児童館の設置を考えるべき。児童館本来の目的が機能していない状態で廃止することは認められない。

報第1号専決処分報告

事故の原因が特定されてから対応策を慎重に検討すべきであった。三条市が保有しているスクールバスは、登下校用と校外学習用のバスがあるが登下校用のバスにまでナビゲーションを付ける必要はない。また管理できないタコメーターであり、何も使わなくても通信料は年間100万円かかる。議会にかけて議論してからも遅くはなかった。

認定第1号平成24年度決算の認定

第一中学校区小中一体校建設事業費。住民不在の進め方に問題があり、反対運動が続いた。事務監査請求も行われ、6786人の署名も併せて提出されたことは重いものがある。いまだに住民の理解を得られておらず認めることはできない。

自由クラブ

議第2号三条市立児童館条例の一部改正について、できるだけサービスを下させることなくニーズを的確に捉え、児童クラブをそれぞれの学校内で運営することに合わせて老朽化した児童館を廃止する本提案は妥当である。

報第1号専決処分報告について、今回起きた校外活動の事故は本当にあってはならないこと。校外学習などに出かけていく機会の増える前に、できる措置をすることは十分理解でき、専決処分としての客観性が認められる。

認定第1号平成24年度決算の認定について

災害復旧を着実に進め、加えて5つの徹底・3つの基盤強化を推進しながら計画を上回る約3億3300万円の効果をj得ている。反対討論の経費は予算の趣旨および目的に沿って適正に執行されており、瑕疵は認められない。

国民健康保険事業は特別調整交付金の獲得など健全財政に向けた取り組みがなされ、介護保険事業も歳入歳出に瑕疵はなく適正に執行されている。後期高齢者医療制度は一自治体ではどうすることもできない制度を否定しても意味は無い。

認定第1号は認定すべき。

日本共産党議員団

議第2号三条市立児童館条例の一部改正について

四日町、島田、直江、石上児童館を廃止するものであるが、条南小学校区は子どもの施設が無くなることになる。行政が、住む地域によって子どもに不利益を与え、差別するようなやり方はげんに慎むべきであり反対。

報第1号専決処分報告について

スクールバス事故の原因が特定できていない中、専決処分する必要は無いと考え反対。

認定第1号平成24年度決算の認定について

期限付任用職員は女性が全体の9割を占め、女性が雇用の調整弁になっている。行政が率先し不安定雇用を進める「期限付任用職員報酬」は反対。

第一中学校区小中一体校建設事業費は、教育的立場より耐震化やコストなど財政面を優先し進められたと考え反対。

国民健康保険事業特別会計および介護保険事業特別会計は、引き上げは必要でも、上げ幅は最小にとどめ市民の負担を抑えるべきであったと考え反対。

後期高齢者医療制度特別会計は、高齢者を年齢で差別し、負担増を強いる制度は速やかに廃止すべきと考え反対。